

令和7年度

「社協会費」



にご協力お願いします

会費依頼期間:4月1日から4月30日まで

社会福祉協議会(社協)は、**市民が会員**である民間の福祉団体です。
ご協力いただく「会費」は、地域福祉を進める**社協活動の貴重な財源**として、
大きな役割を果たします。

今年も、社協が推進している福祉活動にご理解いただき、広く市民の皆さまに会員
としてご協力いただきますようお願い申し上げます。

会費(年間)の種類と金額

普通会費

500円以上

中口会費

1,000円以上

大口会費

2,500円以上

賛助会費

10,000円以上

社協会費

Q&A

Q 会員に種類はありますか?

A 会員は小野市に居住されている方及び法人等で、社協の目的や活動にご理解いただき、財政的なバックアップをしてくださる方々のことです。
いただいた会費金額により、普通会员、中口会員、大口会員、賛助会員となります。

Q 会費の使い道はどのように決められるのですか?

A 地域の代表者、ボランティア団体、福祉団体等で構成される理事会及び評議員会で審議されます。

Q 会費は何に使うのですか?

A 小野市社協は住民主体の福祉のまちづくりを掲げており、会費は地域福祉活動を推進する事業に使われます。社協が実施する主な地域福祉活動は裏面をご覧ください。



社協が実施する主な地域福祉事業



給食サービス



移送サービス



赤ちゃんサロン事業

- 1 小地域福祉活動**
生活支援体制整備事業(よりそい協議会)、福祉ニーズ情報キャッチシステム、小地域たすけあいシステム、地区福祉推進委員会活動、ふれあい・いきいきサロン、マイクロバス運行等
- 2 ボランティア活動**
ボランティア調整・相談・登録、ボランティア養成講座・体験事業の開催、ボランティア情報紙の発行等
- 3 在宅福祉サービス**
給食サービス事業、移送サービス事業、ひとり暮らし高齢者誕生月花のプレゼント運動、車いすの短期貸出、日常生活自立支援事業、訪問理美容サービス事業等
- 4 高齢者福祉活動**
介護ファミリーサポートセンター事業、移動支援型訪問サービス(おのりんカー)等
- 5 障がい児(者)福祉活動**
親と子のつどい、ガイドヘルプボランティアの派遣等
- 6 子育て支援活動**
育児ファミリーサポートセンター事業、子育てサロン事業、赤ちゃんサロン事業、保育所への助成等
- 7 福祉学習活動**
福祉学習協力校への活動支援等
- 8 要援護者福祉活動**
福祉を高める運動、生活福祉資金貸付事業等
- 9 福祉のまちづくり**
グラウンドゴルフ用具購入助成、三世代交流事業助成等
- 10 福祉情報活動**
広報紙「ふれあい」の発行(年5回)等
- 11 総合相談所の運営**
心配ごと相談(毎週火曜日)
- 12 募金活動**
善意募金、赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金、善意銀行



介護サービス事業、地域包括支援センター事業も実施しています。

社会福祉法人 **小野市社会福祉協議会**

〒675-1378 兵庫県小野市王子町801

TEL.0794-63-2575 / FAX.0794-63-5191

